別表第三号の四　無線局の運用開始等に係る届出書の様式(第24条第3項関係)(総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

無線局の運用開始等の届出書

年　　月　　日

総務大臣　殿(注1)

□電波法第16条第1項の規定により、無線局の運用開始の期日について、下記のとおり届け出ます。

□電波法第16条第2項の規定により、無線局の運用を休止又は無線局の運用の休止期間を変更するので、下記のとおり届け出ます。

□電波法第27条の6第2項の規定により、特定無線局の運用を開始したので、下記のとおり届け出ます。

□無線局免許手続規則第24条第2項第1号の規定により、無線航行陸上局の通常方位測定区域、運用する時間その他必要と認める事項について、下記のとおり届け出ます。

□無線局免許手続規則第24条第2項第2号の規定により、標準周波数局の無線局運用規則第140条各号に掲げる事項について、下記のとおり届け出ます。

□無線局免許手続規則第24条第2項第3号の規定により、特別業務の局の無線局運用規則第140条各号に掲げる事項について、下記のとおり届け出ます。

(注2)

記

1　届出者(注3)

住　所	都道府県―市区町村コード　〔　　〕
	〒(　　―　　)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ

2　無線局の運用開始等に係る事項(注4)

①　無線局の種別及び局数	
②　識別信号	
③　免許の番号又は包括免許の番号	
④　運用開始の期日又は運用開始年月日	
⑤　運用休止期間及び運用を休止する理由	
⑥　備考	

3　届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注1　施行規則第51条の15第1項第1号に掲げる無線局に係る届出をする場合は、同条に規定する所轄総合通信局長に宛てること。

2　該当する□にレ印を付けること。

3　1の欄は、次によること。

(1)　住所の欄は、日本産業規格JIS　X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード(以下この別表において「都道府県コード」という。)、郵便番号並びに住所(届出者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地)を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(2)　届出者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

(3)　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、届出者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(4)　代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

4　2の欄は、次によること。

(1)　①の欄は、第2条第1項に掲げる無線局の種別を記載し、複数の無線局について一括して届出を行う場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局にあつては、第2条第5項第4号に掲げる基幹放送の種類による区分を付記すること。

(2)　②の欄は、届出に係る無線局(包括免許に係る特定無線局を除く。)に指定されている識別信号を記載すること。

(3)　③の欄は、無線局(包括免許に係る特定無線局を除く。)の場合は現に免許を受けている免許の番号を記載し、包括免許に係る特定無線局の場合は現に免許を受けている包括免許の番号を記載すること。

(4)　④の欄は、無線局の運用開始の届出に限り記載することとし、運用を開始する期日を記載すること。ただし、包括免許に係る特定無線局の場合は、運用を開始した年月日を記載すること。なお、年月日は、「H28.12.21」のように記載するこ

と。

(5)　⑤の欄は、無線局(包括免許に係る特定無線局を除く。)の運用を休止する又は運用休止期間を変更する届出に限り、運用休止期間及び変更する理由を記載すること。この場合において、運用休止期間を変更する場合にあつては、変更後の運用休止期間及び変更する理由を記載すること。

(6)　⑥の欄は、次によること。

ア　第24条第2項に規定する届出の場合に限り、同項各号に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項を変更する場合は、変更である旨及び変更後の事項を記載すること。

イ　その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

5　届出書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。